

# 琉球大学工学部規程

（昭和54年2月1日  
制定）

## （趣旨）

**第1条** この規程は、琉球大学学則に定めるもののほか、国立大学法人琉球大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、琉球大学工学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

## （教育研究上の目的）

**第2条** 本学部は、今日の工業・技術社会に応え、幅広い教養と技術者倫理、コミュニケーション能力及び高度で最新の専門知識を身につけ、安心・安全な社会の創出及び地域環境保全や平和に貢献し得る、豊かな創造力と実践力を兼ね備えた人材を育成し、基礎科学的研究の成果を、実際の産業や人間の生活・福祉等に役立てるよう応用・開発することを目的とする教育・研究を行う。

## （学科、コース及びプログラム）

**第3条** 本学部工学科に、次のコース及び講座を置く。

| 学科  | コース          | 講座          |
|-----|--------------|-------------|
| 工学科 | 機械工学コース      | 機械工学講座      |
|     | エネルギー環境工学コース | エネルギー環境工学講座 |
|     | 電気システム工学コース  | 電気システム工学講座  |
|     | 電子情報通信コース    | 電子情報通信講座    |
|     | 社会基盤デザインコース  | 社会基盤デザイン講座  |
|     | 建築学コース       | 建築学講座       |
|     | 知能情報コース      | 知能情報講座      |

- 2 前項に規定する各コースに、グローバルエンジニアプログラム（以下「GEプログラム」という。）を置く。
- 3 GEプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## （コースの教育研究上の目的）

**第3条の2** 本学部工学科に置く各コースの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

| コース     | 教育研究上の目的  |
|---------|---|
| 機械工学コース | 機械工学の基本的な学問体系を教授し、幅広い教養と技術者倫理、自らの知識・能力を活かして機器の設計、製造、研究開発に取り組めるものづくりの基礎、変化する環境に対して自らの力でこれらを高められる自己学習能力を身につけ、国内外で幅広く活躍できる人材を育成することを目的とする。 |

|              |  |
|--------------|--|
| エネルギー環境工学コース | エネルギー・環境問題を考慮し、エネルギー源や環境負荷低減技術の開発と利用及びエネルギーの効率的な変換や制御と、環境に配慮した材料の知識に加えて、化学、環境、マネジメント工学などを学ぶことで、幅広い専門的な知識を有するとともに、それら複合分野を統合マネジメントし、総合的な問題であるエネルギー・環境分野に対応できる人材を育成することを目的とする。       |
| 電気システム工学コース  | 現代社会の基盤である電気エネルギーの効率的な発生や変換技術に加えて、人口減少や超高齢化社会に向けて持続可能な社会の形成に必要とされる再生可能エネルギーやロボットの活用を推進していくため、電気工学やシステム制御工学の専門知識を有し、幅広い視野と柔軟的思考を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。                               |
| 電子情報通信コース    | 進展する高度ICT社会において、それらを根幹から支えるエレクトロニクス技術と情報通信技術の基礎知識を有し、さらに情報通信機器の高機能化を実現する集積回路技術や新機能デバイス、高度通信技術、高度センシング技術などの専門知識を備え、情報通信、エレクトロニクス、またその融合分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。                     |
| 社会基盤デザインコース  | 亜熱帯性・島嶼性・海洋性の地理的特性を活かした環境調和型の工学的価値を創造し、空港、港湾、離島架橋、道路、鉄軌道を含む公共交通システム等、地域の観光リゾート産業を支える持続可能な社会基盤を創成するとともに、環境共生、災害リスク軽減、社会資本の長寿命化及び新エネルギー開発に関わる海洋・海底資源開発等の技術的ニーズに対応できる人材を育成することを目的とする。 |
| 建築学コース       | 地域的課題の解決に資する役割を負って国内及び国際的に活躍できる素養を身につけるため、亜熱帯島嶼地域の自然・社会・文化的条件のもとでの建築と地域環境のあり方を深く探究するとともに、普遍的な建築関連技術を修得することにより、自然と調和し安全で快適な建築物、それらの集合した都市・地域を計画・設計・建設・管理できる技術者を育成することを目的とする。        |
| 知能情報コース      | 論理的思考力と自然科学の知識を基盤として知能情報分野の専門知識・実践力・デザイン能力・解析能力及び幅広い教養と技術者倫理・能動的学習能力を修得するとともに、知能情報技術が社会と人間及び環境に与える影響と使命を深く理解し、知能・情報・システムの先端技術を通じて国際的視点に立って柔軟かつ自律的に活躍できる技術者を育成することを目的とする。           |

(共通教育等の授業科目の種類等)

**第4条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数、履修方法等は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。**

(専門教育の授業科目の種類等)

**第5条** 専門教育の授業科目の種類、履修方法等は、別表に掲げるとおりとする。

(授業科目の公示)

**第6条** 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の初めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位)

**第7条** 専門教育の授業科目の単位の計算は、次に掲げる基準により行う。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要と認められる場合には、45時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、演習については、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）、実験及び実習については係数1（ただし、教育上必要があると認められる場合には係数1.5とする。）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究Ⅰ及びⅡ並びに卒業設計又は卒業研究Ⅰ及びⅡ等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当であると認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。
- 3 前2項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表に掲げるとおりとする。

(登録、試験、単位の認定等)

**第8条** 登録、試験、単位の認定等については、琉球大学各学部共通細則の定めるところによる。

(編入学)

**第9条** 編入学については、琉球大学編入学規程の定めるところによる。

(転入学)

**第10条** 転入学については、琉球大学転入学規程の定めるところによる。

(再入学)

**第11条** 再入学については、琉球大学再入学規程の定めるところによる。

(転学部及び転コース等)

**第12条** 転学部については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

2 コース制に伴う最終コース決定時の進路変更に関し必要な事項については、別に定める。

3 転コースに関し必要な事項については、別に定める。

(転学)

**第13条** 本学部の学生で他の大学に入学又は転入学を希望する者は、指導教員及び学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

**第14条** 留学については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(卒業の要件)

**第15条** 卒業するには、琉球大学（以下「本学」という。）に4年以上在学し、別表に掲げる単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3年次特別編入学者の卒業の要件は、本学に2年以上在学し、別表に掲げる単位（第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学、高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位として換算する単位（以下「換算単位」という。）を含む。）を修得するものとする。この場合において、換算単位については、教授会が判定する。

(教員免許)

**第16条** 教育職員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定めるところにより、別に定める単位を修得しなければならない。

(研究生)

**第17条** 研究生については、琉球大学研究生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

**第18条** 特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

**第19条** 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(外国人学生)

**第20条** 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程の定めるところによる。

(指導教員)

**第21条** 学生の修学、進路、就職、学生生活等の指導のため、各コースの年次ごとに指導教員を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、指導教員については、琉球大学における指導教員に関する規程の定めるところによる。

(改廃)

**第22条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月22日）

この規程は、昭和55年5月22日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年4月1日）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年1月30日）

この規程は、昭和60年1月30日から施行する。

附 則（昭和60年10月22日）

この規程は、昭和60年10月22日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月18日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日）

この規程は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年5月29日）

この規程は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成2年6月8日）

この規程は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成4年4月10日）

この規程は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年3月15日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月29日）

1 この規程は、平成5年10月1日から施行する。

2 平成5年9月30日に工学部の機械工学科、エネルギー機械工学科、土木工学科、建設工学科、電気工学科及び電子・情報工学科に在学していた者については、なお従前の例による。

3 工学部の機械工学科、エネルギー機械工学科、土木工学科、建設工学科、電気工学科及び電子・情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成5年9月30日に工学部に在学する者が工学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成6年2月23日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月17日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月9日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

附 則（平成29年3月30日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に工学部の機械システム工学科、環境建設工学科、電気電子工学科及び情報工学科に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学部の機械システム工学科、環境建設工学科、電気電子工学科及び情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に工学部に在学する者が工学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成30年9月26日）

この規程は、平成30年9月26日から施行する。